

石巻市中心市街地活性化協議会 規約

平成19年10月22日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「石巻市中心市街地活性化協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を宮城県石巻市に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、「中心市街地の活性化に関する法律」(以下「法」という。)第9条第1項の規定により石巻市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、石巻市中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的とする。

(公表の方法)

第4条 協議会の公表は、石巻市の広報紙への掲載の他、協議会ホームページに掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活 動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地活性化に係る総合調整に関すること

- ① 石巻市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- ② 石巻市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ③ 石巻市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- ④ 石巻市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- ⑤ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- ⑥ 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）
- ⑦ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

- ① 市街地整備改善事業に関すること
- ② 都市福利施設整備事業に関すること
- ③ 街なか居住促進事業に関すること
- ④ 商業活性化事業に関すること
- ⑤ ①から④までに規定する事業及び措置と一体的に推進する公共交通機関の利用者の利便増進事業及び特定事業に関すること

(3) その他中心市街地の活性化に関すること

- ① 各種組織、団体との交流
- ② 関係情報の収集
- ③ その他、目的達成のための必要な活動

第2章 会 員

(会 員)

第6条 協議会会員は、中心市街地の活性化に関する法律の規定に該当するもので構成する。

- (1) 石巻商工会議所(法第15条第1項第2号イ)
- (2) 株式会社街づくりまんぼう(法第15条第1項第1号ロ)
- (3) 石巻市(法第15条第4項第3号)
- (4) 石巻市中心市街地において、法に規定する事業を実施しようとする者(法第15条第4項第1号)
- (5) 石巻市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者(法第15条第4項第2号)
- (6) 協議会の目的の推進において、協力が必要と認められる行政及び公共団体(法第15条第7項)
- (7) 協議会の目的に賛同し、石巻市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等を行う者や協力する者(法第15条第8項)

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第8条 会員は、本規定において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 会費については、別途定める。

(退 会)

第9条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき
- (2) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立趣旨に反する行為をしたとき

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(役 員)

第12条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 20名以内
- (4) 監 事 2名

(5) 幹 事 30名以内

- 2 会長は、総会において会員の中から選出する。
- 3 副会長は、総会において会員の中から選出する。なお、副会長複数名のうち1名は法第15条第1項に該当する会員とする。
- 4 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(理 事)

第13条 協議会の理事は、総会において会員の中から選出する。

(監 事)

第14条 協議会の監事は、総会において会員の中から選出する。

(幹 事)

第15条 協議会の幹事は、会員の中から、会長が委嘱する。

(職 務)

第16条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。
- 4 監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。
- 5 幹事は、幹事会を構成し、個別プロジェクトのワーキンググループ会議等の連絡調整を行う。

第4章 タウンマネージャー

(タウンマネージャー)

- 第17条 協議会は、第3条に掲げる目的達成並びに協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを配置する。
- 2 タウンマネージャーは、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
 - 3 タウンマネージャーの任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 4 タウンマネージャーは、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

第5章 会 議

(会議の種類)

第18条 会議の種類は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 幹事会
- (4) タウンマネージメント会議
- (5) ワーキンググループ会議

(総 会)

- 第19条 総会は、会員の参加により、毎年1回以上開催し、各基本計画事業の実施報告、新規事業の説明、監査報告、意見交換等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。
- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 3 法第15条第9項に基づく意見提出については、総会の決議を経ることを要する。
 - 4 前項の決議を行う際の総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

- 5 第3項の決議は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第20条 理事会は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえでの連絡調整、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選出、タウンマネージャーの選出、入会申込者の承認、個別プロジェクトを検討するワーキンググループ会議の内容、その他協議会が必要と認める事項を審議し議決する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 理事会は、理事の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、理事会に関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第21条 幹事会は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえで個別プロジェクトを検討するワーキンググループ会議の連絡調整、活動報告及びタウンマネジメント会議の連絡調整、活動報告、その他、必要と認める事項を審議し、理事会等に報告する。

- 2 幹事会は、幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 幹事会の長は、幹事の中から互選で選任し、会長が委嘱する。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、幹事会に関係者の出席を求めることができる。

(タウンマネジメント会議)

第22条 タウンマネジメントは、基本計画記載事業又は基本計画への記載を予定する事業について、事業者、地権者等の関係者及び幹事が出席し、事業ごとに適宜開催する。事業推進のための課題、又は事業化を目指すうえでの課題等について審議する。

- (1) 各種プロジェクトの企画・調整
- (2) ホームページ等で事務局に寄せられた意見集約・検討等
- (3) その他プロジェクトで協議した事項

- 2 タウンマネジメント会議は、幹事長が招集し、幹事長又はタウンマネージャーが議長となる。
- 3 タウンマネジメント会議の議事については、議事録を作らなければならない。

(ワーキンググループ会議)

第23条 協議会の目的を実行するため、個別プロジェクトを検討するワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループ会議は、基本計画記載又は基本計画への記載予定の個別プロジェクト毎の事業について、事業者、地権者等の関係者及び幹事が出席し、事業ごとに適宜開催する。事業推

進のための課題、又は事業化を目指し、課題等の審議及び事業を実行する。

- (1) ワーキンググループ会議は、毎年度の活動計画に沿って実行する。
- (2) ワーキンググループ会議は、毎年度の活動状況を幹事会に報告する。

第6章 事 務 局

(事務局)

第24条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう、石巻市が共同で処理する。
- 3 事務局の事務処理は、石巻商工会議所で処理する。

第7章 会 計

(会計年度)

第25条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第26条 協議会の収入は、会費等、補助金・交付金、運営協力金及び寄附金、その他事業収入等による。

- 2 協議会の支出は、負担金、会議費、事務費、事業費、その他運営に要する経費とする。

(運営協力金)

第27条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことをいう。

第8章 解 散

(解 散)

第28条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成19年10月22日から施行する。
- 2 協議会初年度の事業期間は、設立日から平成20年3月31日までとする。
- 3 協議会の運営において、理事及び幹事等について、石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう及び石巻市からは3名以内で選任することができる。なお、その他の会員については、1事業所・団体より1名とする。
- 4 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、理事会の承認を得て、別に定める。